

広報かみとんだ広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、上富田町有料広告掲載要綱に基づき、広報かみとんだへの広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、1広告当たり縦46mm、横85mmとする。ただし、広報の1ページに隣り合う2件を1広告として掲載する場合は、縦46mm、横174mmとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、上富田町が指定するページの下段とする。

2 広告数は1ページにつき2件までとし、合計4件(2ページ)を限度とする。ただし、申込み件数が5件を超えた場合、紙面構成を考慮し、掲載件数を町で決定できるものとする。

3 申し込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、町が指定するものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1広告当たり5,500円とする。ただし、広報の1ページに隣り合う2件を1広告として掲載する場合は、11,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告主は、上富田町有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の2箇月前の20日までに町長に提出しなければならない。

2 広告の申し込みは、1箇月につき1広告とする。

(広告原稿の提出)

第6条 前条に規定する上富田町有料広告掲載申込書(様式第1号)に添付する広告の原稿は、フロッピーディスク又はCD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に上富田町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(町ホームページ上への広告掲載)

第9条 町ホームページ上に掲載する「広報かみとんだ」(PDF版)には広告を掲載しない。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この基準の施行の日以後に掲載する広告に係る掲載料について適用し、同日前に掲載する広告に係る掲載料については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この基準の施行の日以後に掲載する広告に係る掲載料について適用し、同日前に掲載する広告に係る掲載料については、なお従前の例による。